

1 策定の背景

- 近年、全国各地で不適切な保育事案が報じられ、保育について憂慮すべき事態の発生
- 令和5年4月のこども基本法の制定やこども家庭庁の設置、「こどもまんなか社会」への推進など、国における大きな動き
- 調布市において待機児童が解消しつつあり、保育の量から質への転換

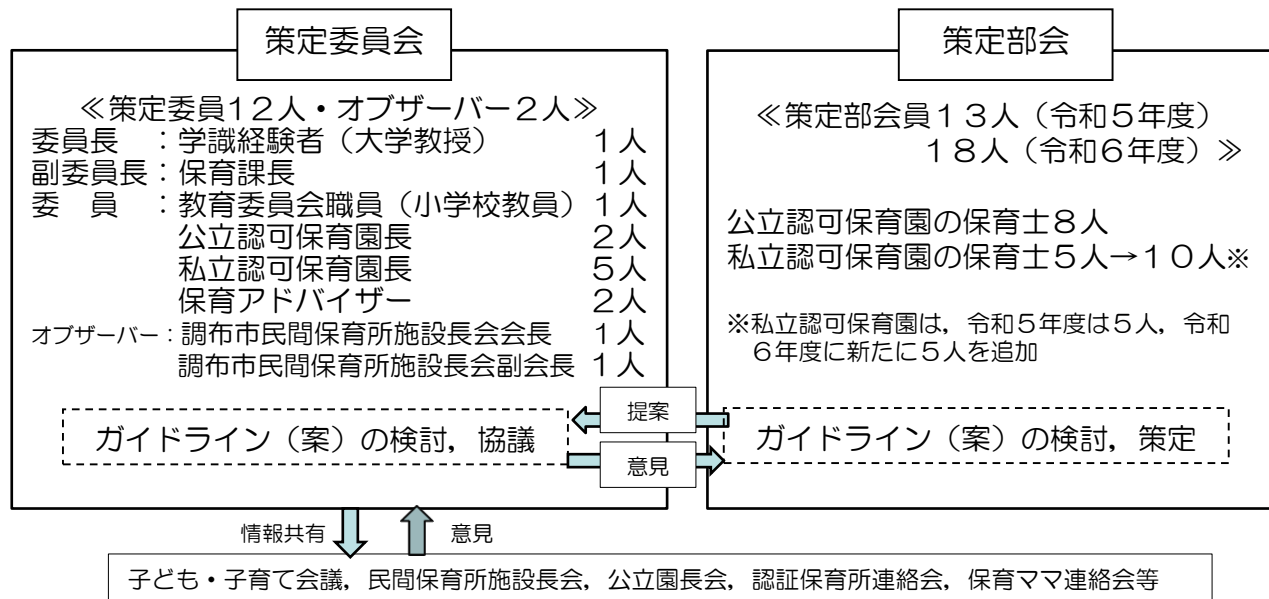
調布市の背景・環境に即した
「保育の質ガイドライン」策定

2 ガイドラインの位置づけ

- こども基本法等の関連法令や保育所保育指針を踏まえるとともに、市の上位計画である「調布市基本計画」や「調布っ子すこやかプラン」の方針を継承
- 市内保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、保育者として子どもに向き合う際の視点等をまとめ指標としたもの

3 検討体制

調布市保育の質ガイドライン策定委員会設置要領に基づき、調布市保育の質ガイドライン策定委員会及び策定部会を設置し、ガイドラインの内容について検討・協議する。



4 ガイドラインの策定スケジュール

スケジュール	令和5年度				令和6年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
ガイドライン 本体の策定	骨子検討	保育内容検討		確認				全体確認
事例集の 策定					題材検討	事例作成	事例検討	確認
策定委員会		■	■	■			■	■
		(令和5年度3回・令和6年度2回の計5回実施)						
策定部会	■ ■	■ ■	■ ■		■	■ ■ ■	■	
	(令和5年度6回・令和6年度4回の計10回実施)							

5 調布市保育の質ガイドライン（案）の概要等

(1) 調布市の保育のスローガン

ちいきとともに **より**そい **け**つめ **れ**あい **し**あわせいきいき調布の保育

- ア 緑豊かで自然に恵まれている調布で、地域とともに子どもの豊かな心を育てる。
- イ 子どもの心の声に耳を傾け、気持ちに寄り添う保育を行う（養護）
- ウ 子ども一人ひとりの違いを受け止め、多様な個性を大切に、他者を認め合う心を育てる。
- エ 遊びを通して様々な経験に触れ合いながら、子どもの成長や学びにつなげていく（教育）
- オ 子どもたちが幸せでいきいきと、大切にされていると感じられる保育を展開していく。

(2) 調布市が目指す保育

- ア 各保育施設が、子どもの最善の利益を考慮し、生活にふさわしい場とする。
- イ 養護と教育を一体的に行う。
- ウ 遊びを通して学びを深め、小学校以降で生かしていく。
- エ 各職員が保育の計画を実践するなかで、保育の振り返りをしながら、より良い保育の実践へ繋げていく。

(3) ガイドラインの構成

- 第1章 ガイドライン策定の趣旨
- 第2章 ガイドラインの位置付け
- 第3章 「保育の質」の定義
- 第4章 調布市が目指す保育⇒保育所保育指針の内容に加え、調布市の独自性（下線部）を追加
 - 1 調布市が目指す保育
 - 2 子どもの権利の尊重（こども基本法・子ども条例）
 - 3 保育内容（①乳児保育、②1歳以上3歳未満児の保育、③3歳以上児の保育、④配慮が必要とする子どもへの支援、⑤健康・環境衛生、⑥食育、⑦食物アレルギー対応、⑧安全管理・災害への備え）
 - 4 子育て支援（①基本的事項、②保護者への支援、③地域の保護者等への支援）
 - 5 職員の資質向上（保育の質の確保・向上—自己の保育を振り返る、①職員の資質向上②施設長の責務）
- 第5章 それぞれに求められること
- 第6章 事例集（※日々の保育場面を抜粋し、保育者の関わりや姿勢等を掲載。本事例集の作成に公私立認可保育園17園が参加、全36事例を掲載。）

6 保育施設等への周知等

(1) 保育施設等への周知

- ア ホームページへの掲載
- イ ガイドライン冊子の配布
 - ①配布先：市内の全保育施設（認可76園・認証10園・保育ママ4園・（参考配付）幼稚園14園・認可外19園）
 - ②配布数：200冊（各施設1～2冊）（予定）
- ウ 研修の実施
 - ①実施日時：令和7年2月7日（金）
 - ②対象者：市内保育施設の保育士等
 - ③研修内容：調布市保育の質ガイドラインの概要説明、講演
 - ④受講方式：オンラインほか

(2) 保育の質の確保・向上に向けた継続的な取組（案）

- ア 各保育施設における日常的な活用及び研修等の実施
- イ 保育アドバイザーによる保育施設の巡回の際、ガイドラインを活用